

## 丹南福祉圏域障害者就業・生活支援センター指定候補者募集要領

### 1 目的

福井県では、障害者の雇用の促進および職業の安定を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下、「法」という。）第27条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）を指定し、県内に2か所設置しているところであるが、さらなる支援体制の強化を図るため、丹南圏域に県内3か所目となるセンターを設置することにした。指定候補者を募集するおよび選定するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### 2 センターの業務

- (1) 職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者（以下、「支援対象障がい者」という。）からの相談に応じ、必要な指導および助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- (2) 支援対象障がい者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあっせんすること。
- (3) (1)、(2)のほか、支援対象障がい者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。
- (4) 業務の詳細については、別添「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」第6、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」による。

### 3 募集する地域

丹南福祉圏域（鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町）

### 4 指定を行う法人数

1 法人

### 5 応募要件（指定要件）

(1) 次の各号に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- ① 支援対象障がい者の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人または医療法人であること。
- ② センターの活動拠点を、丹南福祉圏域内に設置すること。
- ③ 業務に必要な次の専任職員を配置できること。
  - ア 就業支援担当者3名（うち1名を主任就業支援担当者とする。）
  - イ 生活支援担当者1名

- ④業務を行うに十分な財政的基礎を有すること。
- ⑤活動を行う地域にある関係機関との連携が十分に可能と認められること。
- ⑥支援対象障がい者を継続して確保できる見通しがあること。
- ⑦基礎訓練（支援対象障がい者との信頼関係の形成、支援対象障がい者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）を行うための併設施設または提携施設を丹南圏域内に確保していること。
- ⑧職業準備訓練および職場実習を行うための協力事業所の確保の見通しがあること。
- ⑨職業準備訓練または職場実習の修了者に対し、雇用を確保する見通しがあること。
- ⑩障がい者の就業および生活に関する支援活動の実績があること。（※6ページ参照）
- ⑪地元自治体の積極的関与があること。
- ⑫運営主体となる法人が、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。その他、労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等、センター事業の遂行に支障を来す者でないこと。
- ⑬公益法人にあっては、本事業を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む。）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。
- ⑭地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ⑮本件募集の公表日から指定日までの間のいずれの日においても、福井県から特段の処分を受けていないこと。
- ⑯県税に滞納がないこと。

## 6 募集要領の配布

### (1) 入手方法

県ホームページからダウンロードすること。

### (2) 配布期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月18日（金）午後5時まで

## 7 参加申込書の提出

指定候補者の企画提案に参加する方は、下記により参加申込書を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書【様式1】
- ②令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書（写し）  
（常用労働者40.0人以上の法人のみ）
- ③県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書  
（公募日以降に発行されたもの）
- ④令和5・6年度収支計算書および令和7年度収支予算書
- ⑤応募要件を満たす旨の誓約書【様式3】

(2) 提出先および提出期限

①提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部労働政策課就業支援G（県庁4階）

②提出期限

令和7年4月18日（金）午後4時（必着）

③提出方法

持参または郵送（必着）による。なお、郵送の場合は、「特定記録」または「配達証明」等配達記録が残るものとする。

## 8 応募資格審査の結果通知

上記7により参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかの確認を行い、その結果を令和7年4月22日（火）までに電子メールなどで連絡する。必要に応じて、参加申込書を提出した者に対し、ヒアリングや追加資料の提出を求めることがある。

(1) 応募資格要件が満たなかった者に対する理由説明

参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨および満たなかった理由を書面により通知する。

## 9 応募方法等

(1) 提出書類

- ①業務提案書【鑑】
  - ②業務提案書【様式2】
  - ③就職実績一覧【様式2-2】
  - ④職場実習実績一覧【様式2-3】
  - ⑤法人組織図
  - ⑥令和6年度事業報告書および令和7年度事業計画書
  - ⑦パンフレットなど法人の概要がわかる資料
  - ⑧定款または寄付行為
- （①は1部、①以外は6部ずつ提出）

(2) 提出先および受付期間

応募する方は、上記（1）の提出書類を次のとおり提出すること。

①提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部労働政策課就業支援G（県庁4階）

②受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月28日（月）までの午前8時30分  
から午後5時00分まで

### ③提出方法

持参または郵送（必着）による。なお、郵送の場合は、「特定記録」または「配達証明」等配達記録が残るものとする。

### (3) 応募に関する質問

応募および業務提案書作成に関する質問については、次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月18日（金）午後5時まで

#### イ 受付方法

質問票（様式4）により電子メールで提出のこと。件名は「指定候補者募集に係る質問」とすること。ただし、軽微な質問については電話でも受け付ける。

#### ウ 送付先

福井県産業労働部労働政策課就業支援G

電子メール：rousei@pref.fukui.lg.jp

電話：0776-20-0388（直通）

#### エ 回答方法

電子メールに対しては、電子メールに返信する。軽微な質問として電話で受け付けたものについては口頭で回答する。ただし、選定審査に関する質問には回答しない。

## 10 指定候補者の選定

### (1) 審査方法

「障害者就業・生活支援センター指定候補者に関する選定委員会」（以下、「委員会」という。）により評価を行い、応募要件を満たす者のうち、評価点の合計が満点の6割以上であり、かつ、各評価委員の最も高い評価点を、一番多く得た1法人を指定候補者として選定する。各評価委員の最も高い評価点を得た数が同じ法人が複数いた場合は、評価点の合計が最も高い法人を候補法人とする。

### (2) 提案書評価基準および評価内容

評価項目および配点は【別表】のとおりとし、各項目について、これまでの実績や今後の考え方・見通し等の観点から、総合的に評価する。なお、選定委員1名以上がいずれかの項目について「0点」と評価した場合は、その法人を失格とする。

### (3) 結果の通知および公表

令和7年5月中旬に、全ての応募者に対し、選定の結果を文書にて通知する。

## 11 選定後の手続等

(1) 選定された指定候補者は、福井県に対し、障害者就業・生活支援センターの指定に係る申請書を提出するものとする。申請書の様式、添付書類および提出時期等は別途連絡する。

(2) 選定された指定候補者は、定款または寄付行為に当該事業を実施することを規定する必要がある。

- (3) 選定された指定候補者は、福井県や福井労働局など関係機関と協議の上、速やかにセンターの名称を決定すること。
- (4) 選定された指定候補者は、国に対して、国が実施する障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）の実施事業者として推薦するとともに、福井県が実施する障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施候補者となるものとする。
- (5) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業および生活支援等事業）の実施にあたっては、県から国への実施事業者推薦の採択、国および県の同事業の契約相手方としての採択等が前提条件となる。  
前提条件が満たされない場合、指定候補者となった場合でも事業を実施できない場合があるので、このことを了承のうえ、応募すること。
- (6) 指定時期および事業の開始は、令和7年6月2日を予定している。

**1 2 その他**

- (1) 応募に要する全ての費用は、応募者および応募を検討している者の負担とする。
- (2) 提出書類は、候補者の選定以外に使用しない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類について、提出後の差し替え、変更、取消及び再提出は認めない（軽易なものを除く）。
- (5) 提出書類に明らかな不備や虚偽内容が含まれる場合には、失格になる場合がある。
- (6) 福井県が応募者の提出書類を受け付けた後に、応募者が辞退する場合は、直ちにその旨を下記の問い合わせ先に連絡すること。

**1 3 問い合わせ先**

本件における問い合わせ先は、下記のとおりである。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1  
福井県産業労働部労働政策課就業支援グループ  
電 話 0776-20-0388  
FAX 0776-20-0648  
電子メール rousei@pref.fukui.lg.jp

## (※1) 具体的な要件

具体的には、以下の①～③の全てを満たすこと。

- ① 当該法人の支援を受けた障がい者が就職した者が過去3年間で10名以上であるか、またはこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障がい者が就職した者の数が当該受託期間1年間当たり10名以上であるか、または今後1年間において10名以上確実に見込めること。

### (「就職」の定義)

ここでいう「就職」は、「原則として、1か月以上の雇用契約を締結したものであること」としている(結果的に定着せずに1か月未満で退職したものについては「就職」に含まれる。)

また、就職先の労働時間(1週間当たりの労働時間)については問わない。

就労継続支援(A型)事業への就職については、ここでいう「就職」には該当しない。

就職したものの離職し、再度就職した場合には、それぞれ1名分としてカウントできる。

就職内定者はカウントできる。

### (「支援」の定義)

「当該法人の支援を受けた」とは、当該法人の利用者等(当該法人の支援対象者)に対して直接的な支援を行ったことにより就職に結びついたものが該当する。

- ② 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上であるか、またはこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障がい者に対して行った職業準備訓練および職場実習のあっせんが当該受託期間1年間当たり20件以上であるか、または今後1年間において20件以上確実に見込めるものであること。

### (「職場実習」の定義)

・ 実施期間が3日以上4か月以内であるもの

・ 次の制度に該当するもの

A 職場適応援助者(ジョブコーチ)による雇用前支援(地域障害者職業センターが行う職場適応援助者支援事業、または職場適応援助者助成金に基づく事業に限る)

B 障害者委託訓練のうち「実践能力習得訓練コース」

C 障害者委託訓練のうち当該法人が受託した「知識・技能習得コース」であって、当該コースの中に事業所での職場実習を組み込んで実施したもの

D 精神障害者社会適応訓練事業

E 労働局等の事業として実施された職場実習事業

F 都道府県または市町村が独自施策として予算を講じている職場実習制度

なお、就労継続支援(A型・B型)事業における実習はここでいう職場実習に該当しないこと、企業内授産等、当該法人が企業等から請け負った業務への従事も職場実習には該当しないことに留意すること。

- ③ 現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障がい者の職場定着のために、障がい者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。